

平成 29 年

第 1 回大阪広域水道企業団議会
(2 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案～第 11 号議案)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例制定の件	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例制定の件	6
第 3 号議案	大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件	24
第 4 号議案	大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例一部改正の件	33
第 5 号議案	大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	35
第 6 号議案	企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等一部改正の件	39
第 7 号議案	大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件	41
第 8 号議案	平成 28 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	別冊
第 9 号議案	平成 28 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	別冊
第 10 号議案	平成 29 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件	別冊
第 11 号議案	平成 29 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件	別冊

第 1 号議案

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例制定の件

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業団の債権 金銭の給付を目的とする企業団の権利をいう。
- (2) 強制徴収公債権 企業団の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第3項その他法律の規定により国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 企業団の債権のうち、法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権で、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (4) 私債権 企業団の債権のうち、私法上の原因に基づいて発生するものをいう。
- (5) 債権の管理に関する事務 企業団の債権について、債権者として行うべき保全、取立て、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。
- (6) 条例等 条例及び規則（規程を含む。）をいう。

(他の条例等との関係)

第 3 条 企業団の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(企業長の責務)

第 4 条 企業長は、法令及び条例等の規定に基づき、企業団の債権の適正な管理に努めなければならない。

(台帳の整備)

第 5 条 企業長は、企業団の債権を適正に管理するため、別に定めるところにより台帳を整備するものとする。

(督促)

第6条 企業長は、企業団の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令及び条例等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第7条 企業長は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第8条 企業長は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収債権」という。）について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条の措置をとる場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第9条 企業長は、企業団の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第10条 企業長は、企業団の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により企業団が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、企業長は、企業団の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第11条 企業長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第12条 企業長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 企業長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第13条 企業長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状

態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（債権の放棄）

第14条 企業長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権についてその責任を免れたとき（当該非強制徴収債権について保証人の保証があるときを除く。）。

(2) 当該私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

(3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける企業団の債権及び企業団以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

(4) 第8条各号に定める措置をとってもなお完全に履行されない場合で、当該措置の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行することができる見込みがないと認められるとき。

(5) 第11条の規定により徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過してもなお当該非強制徴収債権を履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。

2 企業長は、前項の規定により非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 2 号議案

大阪広域水道企業団水道事業給水条例制定の件

大阪広域水道企業団水道事業給水条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 給水装置工事（第 10 条—第 17 条）

第 3 章 給水（第 18 条—第 24 条）

第 4 章 料金、使用料、加入金、負担金及び手数料（第 25 条—第 44 条）

第 5 章 貯水槽水道（第 45 条・第 46 条）

第 6 章 雑則（第 47 条—第 53 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）その他別に定めがあるもののほか、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が経営する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 給水装置 法第 3 条第 9 項に規定する給水装置をいう。

(2) 給水装置工事 給水装置の新設、増設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

（給水区域）

第 3 条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成 23 年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 3 条第 2 項第 1 号イに定める表の第 1 欄に掲げる事業（四條畷水道事業、太子水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。以下これらを「市町村域水道事業」という。）ごとに第 2 欄に掲げる給水区域とする。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

2 企業長が必要と認めるときは、給水装置の種類を指定することができる。

(代理人)

第5条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)は、企業長が必要と認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、当該給水装置の存する市、町又は村に居住する代理人を選定し、企業長に届け出なければならない。

(管理人)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、給水装置の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、企業長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 共用給水装置を使用する者
- (3) その他企業長が必要と認める者

2 企業長は、前項の管理人(以下「管理人」という。)を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(届出の義務)

第7条 使用者(第19条の承認を受けて、給水装置を使用する者をいう。

以下同じ。)、所有者、代理人又は管理人(以下「使用者等」という。)

は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

- (1) 給水を受けることを中止するとき。
- (2) 給水装置を廃止するとき。
- (3) 給水装置の用途を変更するとき。
- (4) 消防の演習のため私設消火栓を使用するとき。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

- (1) 使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったとき。
- (3) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅、店舗、事務所その他の施設(以下「住宅等の施設」という。)に給水する場合において、給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったとき。
- (4) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したとき。

(権利義務の承継)

第8条 給水装置の所有権を承継した者は、これに付随する一切の権利義務とともに承継したものとする。

(同居人等の行為に対する責任)

第9条 使用者又は所有者は、その家族、同居人、雇人等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

第2章 給水装置工事

(給水装置工事の申込み)

第10条 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申込みがあった場合において、企業長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水装置工事の施行)

第11条 給水装置工事は、企業長又は企業長が市町村域水道事業の各事業ごとに法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ企業長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事^{しゅん}竣工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(給水装置の構造及び材質)

第12条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する基準に適合しているものでなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第13条 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(給水装置工事の費用負担)

第14条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事の申込者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、企業団の負担とすることができる。

(工事費の算出方法)

第15条 企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 材料費

- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を同項の合計額に加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(工事費の前納)

第16条 企業長が給水装置工事を施行するときは、当該給水装置工事の申込者は、設計により算出した工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算額は、工事完了後に精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。

(配水管の移設等に伴う工事)

第17条 企業長は、配水管の移設その他特別の理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者その他の利害関係人の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、企業団の負担とすることができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第18条 企業長は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しない。

2 企業長は、前項に規定する場合において、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 前項の規定による給水の制限又は停止のため損害が生じても、企業団は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第19条 給水を受けようとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(メーターの設置)

第20条 企業長は、給水するときは、料金の算定の基礎となる使用水量(以下「使用水量」という。)を計量するため、給水装置にメーターを設置する。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により設置するメーターの位置は、企業長が定める。

(メーターの保管)

第21条 メーターは、使用者、所有者又は管理人（以下これらを「保管者」という。）に保管させる。

2 保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを保管しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

（私設消火栓の使用）

第22条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、企業団職員の立会いを要する。

（給水装置の管理）

第23条 保管者は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏れないよう給水装置を管理しなければならない。

2 保管者は、水質に異常があると認めるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

3 保管者は、給水装置に異状があると認めるときは、直ちに企業長又は指定給水装置工事事業者に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

4 企業長は、必要があると認めるときは、前項の規定による請求がなくても修繕その他必要な処置をすることができる。

5 前2項の修繕その他必要な処置に要する費用は、保管者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、企業団の負担とすることができる。

6 第1項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は、保管者の責任とする。

（給水装置及び水質の検査の請求）

第24条 企業長は、給水装置又は供給する水の水質について保管者から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を請求者から徴収する。

第4章 料金、使用料、加入金、負担金及び手数料

（料金）

第25条 専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金は、1月につき、使用水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、使用者から徴収する。

2 共用給水装置を使用する者は、料金の納付について連帯して責任を負うものとする。

- 3 別表第1に掲げる用途の適用基準については、企業長が別に定める。
- 4 私設消火栓を消防の演習のために使用したときの料金は、演習1回につき消火栓1個当たり600円で計算した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、演習1回につき使用時間は5分以内とする。

(使用料)

第26条 千早赤阪水道事業において、メーターの使用料(以下「使用料」という。)は、1月につき、別表第2に掲げる額とし、使用者から料金と同時に徴収する。

(定例日)

第27条 企業長は、料金の算定の基準日として、使用者ごとに毎月の定例日を定める。

(料金の算定)

第28条 企業長は、2月ごとの定例日に使用水量を計量し、当該計量をした日の属する月分及びその前月分の料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、企業長が必要と認めるときは、毎月の定例日に使用水量を計量し、料金を算定することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に使用水量を計量し、その日を定例日とみなして料金を算定することができる。
- 4 給水を中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときは、その都度、使用水量を計量し、料金を算定する。

(使用水量の認定)

第29条 メーターに異状があったときその他使用水量が不明のときは、企業長が使用水量を認定する。

(四條畷水道事業における料金の算定の特例)

第30条 四條畷水道事業において、第28条第1項から第3項までの規定による計量日から次の計量日までの期間(以下「計量期間」という。)の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 使用日数が15日以内のもの基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、当該基本料金に係る水量区分の水量については、その水量区分の水量を2分の1とし、超過料金は、同項に定める超過料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として算定する。
- (2) 前号の場合を除き、使用期間が定例日から翌月の定例日の前日までの期間を超えないときは、1月として算定した額

- (3) 使用期間が前号の規定による期間を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額
- 2 四條堰水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、それぞれの用途の使用日数により、前項の規定に基づき算定する。
- 3 四條堰水道事業において、1個のメーターで2以上の専用給水装置又は共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。
- 4 四條堰水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の料金は、それぞれの施設の使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。ただし、企業長が認めるときは、それぞれの施設を独立した専用給水装置とみなして算定することができる。

(太子水道事業における料金の算定の特例)

第31条 太子水道事業において、計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 使用日数が15日以内のときは、一般用及び仮設用を適用する場合にあっては、基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、超過料金は、同項に定める超過料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として、湯屋用を適用する場合にあっては、基本料金は、同項に定める基本料金の2分の1の額、当該基本料金に係る水量区分の水量については、その水量区分の水量を2分の1とし、超過料金は、同項に定める超過料金の水量区分の水量を2分の1として算定する。
- (2) 前号の場合を除き、使用日数が30日を超えないときは、1月として算定した額
- (3) 使用日数が30日を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額
- 2 太子水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の用途による。
- 3 太子水道事業において、1戸又は1箇所に2個以上のメーターを設置したときは、メーターごとに基本料金を適用する。ただし、企業長が必要と認めるときは、2個以上をもって1個とみなすことがある。
- 4 太子水道事業において、1の専用給水装置を2以上の用途に使用するものについては、企業長が必要と認めるときは、用途別に水量を認定し料金を算定する。

- 5 太子水道事業において、共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。
- 6 太子水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の料金は、それぞれの施設の使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。ただし、企業長が認めるときは、それぞれの施設を独立した専用給水装置とみなして算定することができる。

(千早赤阪水道事業における料金等の算定の特例)

- 第32条 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (1) 使用日数が15日以内のもの基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、従量料金は、同項に定める従量料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として算定する。
 - (2) 前号の場合を除き、使用期間が定例日から定例日の属する月の末日までの期間を超えないときは、1月として算定した額
 - (3) 使用期間が前号の規定による期間を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額
- 2 前項の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、臨時用を適用する場合にあっては、前項中「使用期間」とあるのは「使用日数」に、「定例日から定例日の属する月の末日までの期間」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。
 - 3 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数の多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の用途による。
 - 4 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの使用料は、その使用日数の多い方の口径により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の口径による。
 - 5 千早赤阪水道事業において、1戸又は1箇所に2個以上のメーターを設置したときは、メーターごとに基本料金を適用する。ただし、企業長が必要と認めるときは、2個以上をもって1個とみなすことがある。
 - 6 千早赤阪水道事業において、1の専用給水装置を2以上の用途に使用するものについては、企業長が必要と認めるときは、用途別に水量を認定し料金を算定する。
 - 7 千早赤阪水道事業において、共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。

(料金の徴収)

第33条 料金は、2月ごとに徴収する。ただし、企業長が必要と認めるときは、1月ごと又は随時にこれを徴収することができる。

2 給水を中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときは、その都度、料金を徴収する。

3 メーターが使用水量を示さない場合でも、給水の中止又は給水装置の廃止の届出がないときは、料金を徴収する。

(一時使用の場合等の概算料金の前納)

第34条 期間を限って給水を受けようとする者その他企業長が必要と認める者については、企業長の定める概算料金を前納させることができる。

2 前項の概算料金は、給水を受けることをやめたときに精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。

(料金の追徴又は還付)

第35条 企業長は、料金の納付後において、料金を更正する必要が生じたときは、当該更正に基づきその差額を追徴し、又は還付する。ただし、当該差額は、次回に徴収する料金で精算することができる。

(加入金)

第36条 給水装置の新設又は増径(改造のうちメーターの口径を増やす場合をいう。以下同じ。)の工事の申込者から、別表第3に掲げる額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加入金として徴収する。

2 前項の加入金(以下「加入金」という。)は、給水装置の新設又は増径の工事の申込みの際に徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。

3 既納の加入金は、特別な場合を除くほか、還付しない。

(四條畷水道事業における加入金の算定の特例等)

第37条 前条の規定にかかわらず、四條畷水道事業において、次の各号に掲げる場合における加入金は、当該各号に定めるところにより算出した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 1個のメーターで2以上の専用給水装置に係る場合の加入金は、各戸又は各箇所給水管と同一口径のメーターがそれぞれの各戸又は各箇所に設置されたものとみなして、各戸又は各箇所ごとに計算した加入金の合計額

(2) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の加入金は、私設のメーターがあるときはそのメーターの口径により、私設のメーターがないときは、各戸又は各箇所の引込管の口径をメーターの口径とみなして、各戸又は各箇所ごとに計算した加入金の合計額

(3) 前2号の規定により難い場合の加入金は、前2号の例に準じて企業長が定める額

2 四條畷水道事業において、一時的な使用に供するため新設又は増径しようとする給水装置に係る加入金については、徴収しない。

(太子水道事業における加入金の算定の特例等)

第38条 第36条の規定にかかわらず、太子水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の加入金は、各戸又は各箇所ごとのメーターの口径に応じた加入金の合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 太子水道事業において、一時的な使用に供するため新設又は増径しようとする給水装置については、仮設のものであっても加入金を徴収する。

(千早赤阪水道事業における加入金の算定の特例等)

第39条 第36条の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、工事等のため臨時に給水装置を新設するときは、当該工事の申込者は、30,000円を上限として企業長が定める額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を保証金として納付し、工事期間6月を限度として、臨時加入金10,000円に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を精算納付しなければならない。

(負担金)

第40条 企業長は、四條畷水道事業において、次に掲げる工事を施行するときは、当該工事の申込者に工事負担金を負担させることができる。

(1) 新たな給水又は増径の申込みに伴う水道施設の新設又は改良の工事

(2) 既設の水道施設が支障となることによる移設又は布設替工事

2 前項の工事負担金(以下「工事負担金」という。)は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1) 工事費

(2) 用地費

(3) 施工経費

(4) 事務費

3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

4 前2項の規定による工事負担金は、概算額を前納するものとし、工事完了後に精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 工事負担金の額の算出に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

第41条 四條畷水道事業において、メーターの口径が20ミリメートル以

上の給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、毎年時価を基準として定めるメーターの標準価額に100分の110を乗じて得た額のメーター負担金を納付しなければならない。ただし、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切り上げるものとする。

- 2 前項のメーター負担金（以下「メーター負担金」という。）は、給水装置の新設又は増径の工事の申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に納付することができる。

第42条 太子水道事業において、給水装置の新設の工事の申込者は、メーターの口径に応じ、別表第4に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の給水材料負担金を納付しなければならない。

（手数料）

第43条 手数料は、別表第5に掲げる額とし、申込者から申込みの際徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。

（料金等の減免）

第44条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、使用料、加入金、負担金（工事負担金、メーター負担金及び第42条の給水材料負担金（以下「給水材料負担金」という。）をいう。以下同じ。）、手数料その他この条例に規定する費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 貯水槽水道

（企業団の責務）

第45条 企業長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、企業長が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第6章 雑則

（給水装置の検査等）

第47条 企業長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置の検査を行い、保管者に対し、必要な措置を指示することができる。

2 保管者が前項の規定により指示した措置をしないときは、企業長が代わってこれを行うことができる。

3 前項の措置に要した費用は、保管者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第48条 企業長は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が、第12条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 企業長は、給水を受ける者の給水装置が、企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第12条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第49条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 工事費、第23条第5項の規定による修繕費、料金、使用料、加入金、負担金、手数料その他この条例に規定する費用を納期限までに納付しないとき。

(2) 正当な理由がなく、第28条の規定による計量又は第47条第1項の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用している場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(4) 30日以上給水装置を使用していないと認められるとき。

(給水装置の切離し)

第50条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 所有者が30日以上所在不明で、かつ、使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあり、かつ、将来も使用の見込みがないと認められるとき。

(過料)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第10条第1項の承認を受けないで、給水装置工事をした者

(2) 正当な理由がなく、第20条の規定によるメーターの設置、第28条の規定による計量、第47条第1項の規定による検査又は第49条の規

定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第23条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 料金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺
その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第52条 詐欺その他不正の行為により、料金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 この条例の施行の前日に、大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年四條畷市条例第33号）第9条第3号の規定による廃止前の四條畷市水道事業給水条例（平成9年四條畷市条例第17号）、太子町上水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成28年太子町条例第25号）附則第2項の規定による廃止前の太子町上水道事業給水条例（昭和37年太子町条例第114号）及び千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成28年千早赤阪村条例第8号）第3号の規定による廃止前の千早赤阪村水道事業給水条例（平成9年千早赤阪村条例第10号）（以下これらを「廃止前の市町村の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお廃止前の市町村の条例の例による。

別表第1（第25条関係）

1 四條畷水道事業

用途	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
一般用	5立方メートルまで 732円	—
	10立方メートルまで 1,028円	10立方メートルを超え15立方メートルまでの分 148円

		15立方メートルを超え25立方メートルまでの分 178円
		25立方メートルを超え50立方メートルまでの分 238円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 296円
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分 336円
		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 366円
		1,000立方メートルを超える分 386円
公衆浴場用	300立方メートルまで 25,200円	300立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 108円
		1,000立方メートルを超える分 118円
臨時用	5立方メートルまで 3,500円	5立方メートルを超える分 600円

2 太子水道事業

用途	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
一般用	0立方メートル 380円	1立方メートル以上10立方メートル以下 114円
		11立方メートル以上20立方メートル以下 138円
		21立方メートル以上30立方メートル以下 171円
		31立方メートル以上40立方メートル以下 195円
		41立方メートル以上50立方メートル以下 228円
		51立方メートル以上100立方メートル以下 261円
		101立方メートル以上150立方メートル以下 300円
		151立方メートル以上 338円
湯屋用	50立方メートルまで 3,619円	51立方メートル以上 95円
仮設用	0立方メートル 3,714円	1立方メートル以上 619円

3 千早赤阪水道事業

用途	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	500円	1立方メートル以上10立方メートル以下 120円
		11立方メートル以上20立方メートル以下 140円
		21立方メートル以上30立方メートル以下 170円
		31立方メートル以上40立方メートル以下 190円
		41立方メートル以上 210円
業務用	3,700円	220円
臨時用	3,700円	620円

別表第2 (第26条関係)

メーターの口径	使用料 (1個につき)
13ミリメートル	円 100
20ミリメートル	200
25ミリメートル	400
30ミリメートル	600
40ミリメートル	800
50ミリメートル	3,000
75ミリメートル以上	5,000

別表第3 (第36条関係)

1 四條堰水道事業

メーターの口径	加入金	
	新設	増径
20ミリメートル以下	円 180,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
25ミリメートル	360,000	
30ミリメートル	560,000	
40ミリメートル	1,070,000	
50ミリメートル	1,860,000	
75ミリメートル	4,840,000	
100ミリメートル	9,600,000	

150ミリメートル	24,700,000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

2 太子水道事業

メーターの口径	加入金	
	新設	増径
13ミリメートル	円 160,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	200,000	
25ミリメートル	400,000	
30ミリメートル	600,000	
40ミリメートル	1,000,000	
50ミリメートル	2,000,000	
75ミリメートル	4,000,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

3 千早赤阪水道事業

メーターの口径	加入金	
	新設	増径
13ミリメートル	円 160,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	200,000	
25ミリメートル	400,000	
30ミリメートル	1,000,000	
40ミリメートル	2,000,000	
50ミリメートル	4,000,000	
75ミリメートル以上	企業長が定める額	

別表第4（第42条関係）

メーターの口径	給水材料負担金
13ミリメートル	円 10,000
20ミリメートル	12,000
25ミリメートル	15,000
30ミリメートル以上	企業長が定める額

備考 「給水材料」とは、止水栓、ボックス及びその他付属品をいう。

別表第5（第43条関係）

1 四條畷水道事業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
(2)	設計手数料		
	ア 外部工事（配水管から止水栓まで）		
	新設 給水管の最大口径 20ミリメートル以下	1件	3,000円
	新設 給水管の最大口径 25ミリメートル以上	1件	5,000円
	増設 給水管の最大口径 20ミリメートル以下	1件	3,000円
	増設 給水管の最大口径 25ミリメートル以上	1件	5,000円
	イ 内部工事（止水栓以降の給水装置）		
	新設 給水管の最大口径 20ミリメートル以下	1件	2,000円
	新設 給水管の最大口径 25ミリメートル以上	1件	3,000円
	増設	1件	1,500円
(3)	設計審査手数料		
	新設 給水管の最大口径 20ミリメートル以下	1件	1,000円
	新設 給水管の最大口径 25ミリメートル以上	1件	2,000円
	増設	1件	500円
(4)	工事検査手数料		
	一般用	1件	1,500円
	臨時用	1件	500円
	私設共有管 共有管の最大口径 50ミリメートル以下	1件	3,000円
	私設共有管 共有管の最大口径 75ミリメートル以下	1件	5,000円
	補修を要する場合の再検査についても、それぞれ同額とする。		
(5)	占用及び掘削申請手数料		
	国道、府道、河川敷及びこれらに準ずるもの	1件	7,000円
	市道及びこれに準ずるもの	1件	3,000円
(6)	メーター検査手数料	1件	300円
(7)	証明手数料	1件	300円

2 太子水道事業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
(2)	指定給水装置工事事業者指定証交付手数料	1件	2,000円
(3)	設計審査手数料	1件	3,000円
(4)	工事検査手数料	1件	3,000円
(5)	占用及び掘削申請手数料		
	国道、府道、河川敷及びこれらに準ずるもの	1件	5,000円
	町道及びこれに準ずるもの	1件	4,000円
(6)	証明手数料	1件	300円

3 千早赤阪水道事業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
(2)	指定給水装置工事事業者指定証交付手数料	1件	2,000円
(3)	設計審査手数料	1件	500円
(4)	工事検査手数料	1件	500円
(5)	掘削事務手数料		
	府道	1件	5,000円
	村道	1件	4,000円
(6)	申込手数料	1件	500円
(7)	給水再開始・中止、給水装置廃止手数料	1件	2,000円
(8)	証明手数料	1件	200円

第 3 号議案

大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例
(大阪広域水道企業団水道企業条例の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前													
<p>(経営の基本) 第3条 (略) 2 水道企業の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 水道事業 ア 水道用水供給事業(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第4項の水道用水供給事業をいう。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水対象</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、河南町及び大阪広域水道企業団</td> <td>1,710,000 立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 水道事業(水道法第3条第2項の水道事業をいう。以下同じ。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四條畷水道事業</td> <td>四條畷市の区 ただし、大字岡山、大字南野、</td> <td>57,300 人</td> <td>18,740 立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>		給水対象	1日最大給水量	堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、河南町及び大阪広域水道企業団	1,710,000 立方メートル	事業の名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	四條畷水道事業	四條畷市の区 ただし、大字岡山、大字南野、	57,300 人	18,740 立方メートル	<p>(経営の基本) 第3条 (略) 2 水道事業の給水対象及び工業用水道事業の給水区域は、別表のとおりとする。</p>	
給水対象	1日最大給水量														
堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、河南町及び大阪広域水道企業団	1,710,000 立方メートル														
事業の名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量												
四條畷水道事業	四條畷市の区 ただし、大字岡山、大字南野、	57,300 人	18,740 立方メートル												

	大字清瀧、大字逢阪、大字上田原及び大字下田原の各一部の区域を除く。		
太子水道事業	南河内郡太子町の区域 ただし、大字春日、大字山田、大字畑及び大字太子の各一部の区域を除く。	13,800人	4,510立方メートル
千早赤阪水道事業	南河内郡千早赤阪村の区域 ただし、大字水分、大字桐山、大字二河原辺、大字東阪、大字中津原、大字千早の各一部の区域を除く。	5,500人	2,640立方メートル

(2) 工業用水道事業

給水区域	1日最大給水量
泉大津市、守口市、門真市、摂津市、泉北郡忠岡町並びに大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市及び泉南郡のうち田尻町の各一部	470,000立方メートル

(業務状況書の公表)

第6条 企業長は、水道企業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類（以下「業務状況書」という。）を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況書を6月30日までに作成し、公表しなければならない。

2・3 (略)

3 1日最大給水量は、次のとおりとする。

(1) 水道事業 175万立方メートル

(2) 工業用水道事業 47万立方メートル

(業務状況書の公表)

第6条 企業長は、水道企業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類（以下「業務状況書」という。）を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況書を5月31日までに作成し、公表しなければならない。

2・3 (略)

別表（第3条関係）

水道事業の給水対象	堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町及び能勢町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、
-----------	---

		田尻町及び岬町、南河内郡太子町、河南町及び千早赤阪村
	工業用水道事業の給水区域	泉大津市、守口市、門真市、摂津市、泉北郡並びに大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市及び泉南郡のうち田尻町の各一部

(大阪広域水道企業団職員定数条例の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団職員定数条例(平成22年大阪広域水道企業団条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、 <u>524人</u> とする。	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、 <u>480人</u> とする。

(大阪広域水道企業団附属機関条例の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団附属機関条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
(設置) 第2条 (略)	(設置) 第2条 (略)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会</td> <td>企業団が実施する水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	(略)	(略)	大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会</td> <td>企業団が実施する水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	(略)	(略)	大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務	(略)	(略)
名称	担任する事務																
(略)	(略)																
大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務																
(略)	(略)																
名称	担任する事務																
(略)	(略)																
大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務																
(略)	(略)																

(大阪広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 大阪広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定

に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第5条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日) <u>1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。</u> (四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置) <u>2 平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったものについて、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和27年四條畷市条例第95号）、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和58年太子町条例第9号）及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和31年千早赤阪村条例第26号）の規定によりなされた懲戒の処分、手続及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものとする。</u></p>	<p>(委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p>

(大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)
第5条 大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年大阪広域水道企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第10条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日) <u>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u> (四條畷市との水道事業の統合に伴う経過措置) <u>2 平成29年4月1日前に四條畷市の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域</u></p>	<p>(委任) 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>

<u>水道企業団の職員となったものについて、四條畷市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年四條畷市条例第4号）の規定によりなされた配偶者同行休業に係る承認は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、この条例の規定によりなされたものとみなされる配偶者同行休業の承認に係る期間には、従前の承認に係る期間を通算するものとする。</u>	
---	--

（大阪広域水道企業団情報公開条例の一部改正）

第6条 大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略） <u>（四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> <u>3 平成29年4月1日前に四條畷市情報公開条例（平成11年四條畷市条例第26号）、太子町情報公開条例（平成13年太子町条例第3号）及び千早赤阪村情報公開条例（平成13年千早赤阪村条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略）</p>

（大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正）

第7条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1—3 （略） <u>（四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> <u>4 平成29年4月1日前に四條畷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年四條畷市条例第15号）及び四條畷市個人</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1—3 （略）</p>

<p>情報保護条例（平成16年四條畷市条例第16号）、太子町個人情報保護条例（平成13年太子町条例第4号）並びに千早赤阪村個人情報保護条例（平成13年千早赤阪村条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</p> <p>5 平成29年4月1日前に四條畷市、太子町及び千早赤阪村で行われていた水道事業に係る個人情報取扱事務についての第5条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成29年4月1日以後、遅滞なく」とする。</p> <p>6 平成29年4月1日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	
--	--

（大阪広域水道企業団行政手続条例の一部改正）

第8条 大阪広域水道企業団行政手続条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
<p>1・2 （略）</p> <p><u>（四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置）</u></p> <p>3 <u>平成29年4月1日前に四條畷市行政手続条例（平成10年四條畷市条例第8号）、太子町行政手続条例（平成10年太子町条例第10号）及び千早赤阪村行政手続条例（平成10年千早赤阪村条例第1号）の規定によりなされた聴聞に係る手続、弁明の機会の付与その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u></p>	<p>1・2 （略）</p>

（大阪広域水道企業団水道事業供給条例の一部改正）

第9条 大阪広域水道企業団水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<u>大阪広域水道企業団水道用水供給条例</u>	<u>大阪広域水道企業団水道事業供給条例</u>
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が経営する<u>水道用水供給事業</u>の給水についての料金、分水施設工事の費用負担その他の供給条件について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この<u>条例</u>において「分水施設」とは、給水のため送水管から分岐する分水管とこれに附帯する止水、加圧、計量等の諸設備をもって構成する施設をいう。</p> <p>(給水の原則) 第9条 給水は、<u>非常災害</u>、水道工事その他やむを得ない場合を除くほか、これを制限し、又は停止しない。 2・3 (略)</p> <p>(委任) 第14条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が経営する<u>水道事業</u>の給水についての料金、分水施設工事の費用負担その他の供給条件について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この<u>条件</u>において「分水施設」とは、給水のため送水管から分岐する分水管とこれに附帯する止水、加圧、計量等の諸設備をもって構成する施設をいう。</p> <p>(給水の原則) 第9条 給水は、<u>変災</u>、水道工事その他やむを得ない場合を除くほか、これを制限し、又は停止しない。 2・3 (略)</p> <p>(委任) 第14条 この条例の施行に<u>ついて必要な事項は、企業長が定める。</u></p>

(大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例の一部改正)

第10条 大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例</u>	<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例</u>
<p>(工事の施行及び工事費の負担) 第8条 (略) 2 配水管の移転その他の理由により、企業長が給水施設に変更を加える工事を必要と認めるときは、前条の申込みがなくても当該工事をすることができる。この場合において、<u>これに要する費用は、原因者の負担とする。</u></p> <p>(委任) 第31条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u></p>	<p>(工事の施行及び工事費の負担) 第8条 (略) 2 配水管の移転その他の理由により、企業長が給水施設に変更を加える工事を必要と認めるときは、前条の申込みがなくても当該工事をすることができる。この場合において、<u>これを要する費用は、原因者の負担とする。</u></p> <p>(条例の施行) 第31条 <u>前条の規定を除くほか、この条例の施行に<u>ついて必要な事項は、企業長が定める。</u></u></p>

(大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例の一部改正)

第11条 大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
<p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p><u>(四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p>2 平成29年4月1日前に四條畷市長期継続契約の締結に関する条例（平成18年四條畷市条例第42号）、太子町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年太子町条例第1号）及び千早赤阪村長期継続契約に関する条例（平成23年千早赤阪村条例第9号）の規定により締結された契約のうち、水道事業に係るものは、この条例の相当する規定により締結されたものとみなす。</p>	<p>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p>

(大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正)

第12条 大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年大阪広域水道企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第12条第1項及び第2項並びに法第19条第3項（これらの規定を法第31条において準用する場合を含む。）</u>の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。</p>	<p><u>(条例の目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第31条において準用する法第12条第1項及び同条第2項並びに法第19条第3項</u>の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。</p>

<p>(布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事) 第2条 <u>法第12条第1項(法第31条において準用する場合を含む。)</u>に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。</p>	<p>(布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事) 第2条 <u>法第31条において準用する法第12条第1項</u>に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。</p>
<p>(布設工事監督者の資格) 第3条 <u>法第12条第2項(法第31条において準用する場合を含む。)</u>に規定する条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。 (1)一(8) (略)</p>	<p>(布設工事監督者の資格) 第3条 <u>法第31条において準用する法第12条第2項</u>に規定する条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。 (1)一(8) (略)</p>
<p>(水道技術管理者の資格) 第4条 <u>法第19条第3項(法第31条において準用する場合を含む。)</u>に規定する条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。 (1)一(6) (略)</p>	<p>(水道技術管理者の資格) 第4条 <u>法第31条において準用する法第19条第3項</u>に規定する条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。 (1)一(6) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- (四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)
- 2 大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条例の整備に関する条例(平成28年四條畷市条例第33号)第3条の規定による改正前の四條畷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年四條畷市条例第5号)第8条、太子町上水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成28年太子町条例第25号)附則第3項の規定による廃止前の太子町上水道事業の設置等に関する条例(昭和45年太子町条例第9号)第7条及び千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例(平成28年千早赤阪村条例第8号)第1号の規定による廃止前の千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例(昭和43年千早赤阪村条例第7号)第7条の規定による平成28年10月1日から平成29年3月31日までの業務の状況を説明する書類の提出については、なおこれらの規定の例による。

第 4 号議案

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（降任、免職又は休職の手続）</u> 第 3 条 （略）</p> <p>（休職の効果） 第 4 条 法第28条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第 2 条の規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じ、いずれも 3 年 <u>（非常勤職員（法第28条の 5 第 1 項、第28条の 6 第 2 項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第18条第 1 項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第 4 条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。））</u> にあつては、<u>1 年</u>）を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、企業長が定める。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（委任） 第 6 条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（施行期日）</u> 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施</p>	<p>第 3 条 （略）</p> <p>（休職の効果） 第 4 条 法第28条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第 2 条の規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じ、いずれも 3 年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、企業長が定める。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（委任） 第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行</p>

<p>行する。 (四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)</p> <p>2 平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったものについて、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和27年四條畷市条例第96号)、職員の分限に関する条例(昭和41年太子町条例第14号)及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和31年千早赤阪村条例第9号)の規定によりなされた分限の処分、手続及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものとする。</p>	<p>する。</p>
---	------------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 5 号議案

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)―(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 か月に達する日(以下「1 歳 6 か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が 1 歳に達する日(以下「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)―(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) その養育する子が 1 歳に達する日(以下「1 歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の 1 歳到達日から 1 年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 次条第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の 1 歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ (略)</p>

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当する育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してその地方等育児休業の期間の末日とされた日であつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア・イ (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第4条 (略)

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当する育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してその地方等育児休業の期間の末日とされた日であつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月到達する日

ア・イ (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第4条 (略)

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組

<p>ア <u>死亡した場合</u> イ <u>養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u></p> <p>(2) <u>育児休業をしている職員が第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条の規定による承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u> ア <u>前号ア又はイに掲げる場合</u> イ <u>民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)</u>又は<u>養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p>(3)一(6) (略)</p> <p>(7) <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第9条 (略)</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務をしている職員が、第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の規定による承認に係る子が第4条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(3)一(7) (略)</p> <p>(委任) 第15条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p><u>等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2)一(5) (略)</p> <p>(6) <u>第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第9条 (略)</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2)一(6) (略)</p> <p>(委任) 第15条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
--	---

第2条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する<u>養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>(四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)</p> <p>2 <u>平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったものについて、四條畷市職員の育児休業等に関する条例(平成4年四條畷市条例第4号)、太子町職員の育児休業等に関する条例(平成4年太子町条例第1号)及び職員の育児休業等に関する条例(平成4年千早赤阪村条例第1号)の規定によりなされた育児休業又は育児短時間勤務の承認は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、この条例の規定によりなされたものとみなされる育児休業又は育児短時間勤務の承認に係る期間には、従前の承認に係る期間を通算するものとする。</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する<u>養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者)として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

第 6 号議案

企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等一部改正の件

企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第 4 条 企業長が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に定める指定職の職務にある者相当額とする。	(費用弁償) 第 4 条 企業長が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号) <u>(日額旅費並びに内国旅行の場合の日当及び食卓料に関する規定を除く。)</u> に定める指定職の職務にある者相当額とする。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 証人等の実費弁償に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(実費弁償) 第 2 条 (略) 2 前項の規定による実費弁償(企業長が特別の事情があると認める場合に係るものを除く。)の額は、企業長が定める企業団に勤務する一般職に属する職員に対して支給する旅費の額相当額 <u>(内国旅行にあっては、当該旅費の額のうち日当の額相当額を除いた額)</u> とする。ただし、	(実費弁償) 第 2 条 (略) 2 前項の規定による実費弁償(企業長が特別の事情があると認める場合に係るものを除く。)の額は、企業長が定める企業団に勤務する一般職に属する職員に対して支給する旅費の額相当額とする。ただし、企業長が定める内国旅行にあっては、企業長が定める場合を除き、その額

企業長が定める内国旅行にあっては、企業長が定める場合を除き、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める6級以下3級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。 3・4 （略）	に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める6級以下3級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。 3・4 （略）
---	--

（大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償） 第4条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める指定職の職務にある者相当額とする。	（費用弁償） 第4条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号） <u>（日額旅費並びに内国旅行の場合の日当及び食卓料に関する規定を除く。）</u> に定める指定職の職務にある者相当額とする。

（大阪広域水道企業団監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第4条 大阪広域水道企業団監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償） 第4条 監査委員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める指定職の職務にある者相当額とする。	（費用弁償） 第4条 監査委員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号） <u>（日額旅費並びに内国旅行の場合の日当及び食卓料に関する規定を除く。）</u> に定める指定職の職務にある者相当額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 7 号議案

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額) 第20条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇及び介護時間につき企業長の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他企業長が定める手当の合計額を減額する。 3・4 (略)</p>	<p>(給与の減額) 第20条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇につき企業長の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他企業長が定める手当の合計額を減額する。 3・4 (略)</p>

第 2 条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類) 第2条 企業団職員で一般職に属する地方公務員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項、</p>	<p>(給与の種類) 第2条 企業団職員で一般職に属する地方公務員（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</p>

<p>第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）を除く。以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（扶養手当） 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、第3条第2項の給料表の職務の級が企業長が定める級以上である職員に対しては、支給しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4)一(6) （略）</p> <p>（時間外勤務手当） 第12条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員</p> <p>(3) （略）</p> <p>（非常勤職員等の給与） 第25条 企業団職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内において、企業長が別に定める給与を支給する。</p> <p>（委任） 第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日） 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。 （四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置） 2 平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったものについて、同日前において企業職員の給与の種類及び基準に関する</p>	<p>2・3 （略）</p> <p>（扶養手当） 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3)一(5) （略）</p> <p>（時間外勤務手当） 第12条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定により採用された職員</p> <p>(3) （略）</p> <p>（特別職に属する企業団職員の給与） 第25条 企業団職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮して、給与を支給する。</p> <p>（委任） 第27条 この条例の施行について必要な事項は、企業長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p>
--	---

<p>る条例（昭和42年四條畷市条例第6号）、太子町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和58年太子町条例第17号）及び千早赤阪村水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和49年千早赤阪村条例第6号）（以下これらを「統合前の市町村の条例」という。）その他の条例の規定により給与を減額すべき事由が生じていた場合は、統合前の市町村の条例その他の条例の規定により減額すべき給与の額をこの条例の規定により減額すべき給与の額とみなして減額するものとする。</p>	
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する経過措置）

- 2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第1項ただし書の規定は適用しない。